

IATA航空危険物規則書 第64版(2023年) 主要な改定点

一般社団法人航空危険物安全輸送協会(JACIS)

本資料は、主要な改定点のとりまとめであり、可能な限り全ての改定点を含めた。詳細はIATA航空危険物規則書を参照願います。
 注：下記参照番号(サブセクション番号)に“★”を付したものは、IATA航空危険物規則書の「第64版(2023年版)の重要な変更点および改定点」(日本語版 xiii ページ、英語版 xxi ページ)には反映されていないが、その他の改定点の中で重要と思われるものを当協会で選択し追加したことを表したものです。

追補版の記録	追加	表に記載すべき日付はDGRに記載した日付、名前は変更を記載した人の名前であるという注が追加された。
--------	----	---

第1章 適用 (Applicability)

★1.1.1	変更	付録Aの変更と合わせ「危険物の輸送に関する勧告—モデル規則」となった。
★1.1.2	変更	放射性物質安全輸送規則が2018年に変更となった。
★1.5	削除	注(2022年12月31日まで使用可能であった旧1.5.Aのカテゴリー)の削除
★1.5.1.1.1	変更	注1 付録Hの文言が削除され、websiteが追加された。
★1.7.5	編集	2つの「核保安の勧告」に、INFCIRC等の括弧書きが追加された。

第2章 制限 (Limitations)

★2.2.4	編集	「8.2.6.1参照」の文言追加
2.3 手荷物規則関係		
★2.3.0.3	編集	例として、「電子タバコ」から「リチウム単電池を取り付けたセキュリティーケース」に差し替えられた。
2.3.2.2.2	編集	batteries が battery(batteries)の文言変更になっただけ。
2.3.2.2.3	追加 削除	(c)1.「移動補助機器の設計により損傷から適切に保護されている」要件が追加された。(c)2.「移動補助機器が当該電池を取り外すことが許容されるよう特別に設計されている場合で、使用者により」という文言が削除された
2.3.2.2.4	追加	(b) 指差しマーク追加(63版日本語版で漏れを追加)。
2.3.2.2.6	編集	英語版の文言が batteries から battery(batteries)に変更になっただけ。
2.3.2.3.2	追加	(c)1.「移動補助機器の設計により損傷から適切に保護されている」要件が追加された。
2.4.2.4.2	編集	英語版の文言が batteries から battery(batteries)に変更になっただけ。
2.3.2.4.3	追加 削除	(b)1.「移動補助機器の設計により損傷から適切に保護されている」要件が追加された。(b)2.「移動補助機器が特別に当該電池を取り外すことが許容されるよう設計されている場合で、使用者により」という文言が削除された。
2.3.2.4.5	編集	英語版の文言が batteries から battery(batteries)に変更になっただけ。
2.3.2.4.6	編集	英語版の文言が batteries から battery(batteries)に変更になっただけ。
★表 2.3.A	編集	Alcoholic beveragesに注が追加され、Mobility Aidsに文言が追加された。
★2.4.4.	編集	URLの訂正。
2.6.1	追加	マークおよびラベルの貼り替え(9.3.7)が追加された。
2.6.4.3	編集	「合計量」が「合計正味量」に文言が変更された。
2.6.5.1	追加	(f) 微量危険物および本規則の適用を受けないその他の品物の同梱規定の追加および項目の繰り下げ。
★2.7.2.1	追加	(c) UN2555/2556/2557およびUN2907の除外が追加された。
★2.7.5.6	変更	「2つ以上の危険物および本規則の適用を受けない他の品物」が同梱できるとの文言に修正された。
2.8	追加 変更	政府例外規定: ERG、SEGの政府例外規定新規ファイルおよびFijiのコード変更。内容の変更あり 運航者例外規定: 追加、変更、削除あり。

第3章 分類 (Classification)

★3.0.3.2	削除	「区分6.2の廃棄物(UN3291)」が削除された
★3.1.4.3	編集	国連マニュアル参照CODEの(ST/SG/AC.10/11/Re.6 ad Amend.1 参照)が削除された。
★3.3.1.3	編集	(b) ISO2592-1973 が ISO2592-2000 に更新された。
3.4.1.2.4.1	編集	旧3.4.1.2.4が分化し、タイプに関する新しい文言になった。
3.4.1.2.4.2	変更	総称的品目名の(UN3221から)が(UN3223からUN3240)に変更され、●1個目タイプ(Bから)が(CからF)に変わった。
3.4.1.2.6	編集	適用免除の参照項目が(2.1.2)から(1.2.6)に訂正された。
3.5.2.2.1	編集	「有機過酸化物は呈する危険性の程度に従って分類される」という文言が削除され、3.5.2.2.2に移された。
3.5.2.2.2	編集	タイプ分類に関する文言が3.5.2.2.1から移動し、文言が詳細になった。
★3.5.2.7.1	更新	「(関係国の)認可」が追加され、参照は(2.1.2)が(1.2.5および1.2.6)に変更された。
★3.6.2.1.1	更新	注 にUN3462が追加された。
★3.8.3.2.2	更新	「あるいはNo439, In Vitro Skin ~ Human Epidemis Test Methos 2015に従って非分類」の文言が追加された。
3.8.3.2.3	更新	包装等級 I 割り当ての規定が追加された。
★3.8.3.3.3	変更	(b) G10200 の後の「あるいは類似のタイプ」の文言が削除された。
3.9.2.6.1	変更	(g)「機器(回路基板を含む)に組み込まれたボタン単電池を除き」という文言が追加された。

第4章 一 識別 (Identification)

表4.1.A	削除	主危険性 Div4.1 自己反応性物質 TYPE Bの UN3221/3231が削除された。
4.2危険物リスト		
変更等関係		
UN2794/2795/ 3292	変更	包装基準で国連容器使用が必須であるUN2794/2795/3292(Cells, containing sodiumのみ)のL欄の最大正味量がNo limitから400kgに変更された。
UN3171/3528/ 3529/3530/ 2990/3072/ 3166	追加	特別規定A154が追加された (UN3171はBattery-powered vehicleのみ)。
UN3550	追加	Cobalt dihydroxide powder.が追加された。
UN2922/2923	追加	UN2922にA4が、UN2923にA5が追加された。
UN1891	変更	危険性が6.1から3(6.1)に替わり、D,F,G,I,J,K,N欄が修正された。
UN1169/1197	変更	UN1169が削除され、IN1197の正式輸送品目名がExtracts, liquid + for flavour or aromaに統合変更された。(なお、3か月間の経過措置に関するICAO TI Addendumが発行されれば、それを受けIATAが補遺版を発行予定)
★UN3221/3231	変更	UN番号、区分,ERGが削除され、正式輸送品目名が細文字化された。
その他	変更	"forbidden/forbidden"と掲載されていた多数のUN番号に、該当する包装等級が追加された。E0の削除、SP削除等がある。
	訂正	細文字の品名"Carbon black"に△印が付いているが誤り(変更なし)。
4.4 特別規定関係		
A1	追加	認可を受け輸送に供される危険物申告書記載の承認欄に特別規定を記載する要件が追加された。
A2	追加	認可を受け輸送に供される危険物申告書記載の承認欄に特別規定を記載する要件が追加された。
★A4	追加	除外の文言(L欄が5L未満の場合、その制限が適用される)が追加された。
★A19	追加	(a)に注が追加された。
★A35	変更	粒子の大きさ各々「超える」から、53ミクロン以上、840ミクロン以上に訂正された。
★A36	変更	A2適用に関する文言が削除された。
★A57	変更	空欄になった。
★A61	追加	8.2.6に従ってAWBに非危険物の記載を要求されることが追加された。
★A88	編集	文言の「電池または電池の組み立て品」が「単電池または組電池」に修正された。
★A99	編集	文言の「電池または電池の組み立て品」が「単電池または組電池」に修正され、認可書写し等に関する規定の指差印が削除された。
★A117	追加	UN3549が追加された。
★A158	編集	UN3077の固体の混合物、遊離液体が視認できる場合のUN3082割り当てに関し分ける文言に修正された。
A176	追加	特別規定に従った輸送であることを申告書に記載しなければならないという文言が追加された。
★A180	追加	(a)1.および2.に、ホルムアルデヒド溶液が追加された。
★A206	変更	空欄になった。
A221	新規	UN1002に関し、窒素および一定範囲の酸素の混合物に関する品名に関する規定が追加された。UN1072,Oxygen, compressedは区分2.2(5.1)だが、この範囲内の濃度であれば区分5.1の副次危険性ラベルは要求されない。
★A222	新規	ブチレン等の混合物に関する品目の規定が追加された。なお、IsobutyleneはUN1055を参照。
A223	新規	本規則が適用されない救命機器に関する規定がPI955から削除され、同内容の特別規定が追加された。
A224	新規	輸送禁止のUN3548が旅客機および貨物機で輸送できる要件の規定が追加された。
A225	新規	輸送禁止のUN3538が旅客機および貨物機で輸送できる要件の規定が追加された。

第5章 一 包装 (Packing)

包装基準関係		
全般	編集	旅客機適用の多数の包装基準に「貨物機(and cargo aircraft)にて」という文言が追加された。
★5.0.2.5	削除	注(ISO適用手順に関する指針提供に関する文言)が削除された。
★5.0.2.11	変更	「2つ以上の危険物および本規則の適用を受けない他の品物」が同梱できるとの文言に修正された。
★5.0.2.15	追加	注: 「複合中型容器の使用期間は内容物の製造日を起算日とする」の文言が追加された。
★5.0.6.2	追加	5.0.2.5の要件に合致する必要のない容器を使用した場合の質量容量非制限が追加された。
表5.0.B	削除	metal receptacle,plastic aerosolが削除され、flexible tubeのcross refが6.1.7に訂正された。
★5.2.0.6	追加	「各部品の最低定格圧力の考慮、運用機器の適合要件」の文言が追加された。
★5.2.0.8.1	追加	ISO基準(ISO 11117:2008+Cor 1:2009/11117:2019および161112018)が追加された。
★5.2.0.10	追加	PI218/219が追加された。
★PI200	追加	圧縮ガス、特別包装規定2.および液化および溶解ガス、特別包装規定、材料適合性(d)に「鋼製ライナー付き複合シリンダー」が追加された。
PI203	追加 削除	注にエアゾール、ガスを含む小型容器の要件および金属容器、プラスチック容器の容量制限が追加された。 金属製エアゾール等から応用生物学的製品または医薬製剤を含む非引火性エアゾールまでの文言が削除された。

PI/Y203	追加 削除	注にエアゾール、ガスを含む小型容器の要件および金属容器、プラスチック容器の容量制限が追加された。 金属製エアゾール等から応用生物学的製品または医薬製剤を含む非引火性エアゾールまでの文言(と補遺版で復旧予定だが)国連 番号ごとの包装物の総重量/正味量の表が削除された。
★PI214	編集	(e),(f)および(g)にISO16111:2018が追加され、(g)に定期検査・試験時に適用される基準は6.4.2.4.2参照の文言が追加された。
★PI219	変更	UN3512がUN3510に訂正され、1.にISO9809-1:2019および(h)の11513:2011に適用期限およびISO11513:2019が追加された。
PI220	追加 編集	容器に関する追加包装要件が追加された。 電池(b)リチウム電池に関する要件が詳細になり、交換品の注の主語が記号でなく品目名に修正された。
PI222	新規	UN3538に新規包装基準が設けられた。
PI378	追加 編集	容器に関する追加包装要件が追加された。 電池(b)リチウム電池に関する要件が詳細になり、交換品の注の主語が記号でなく品目名に修正された。
★PI492	変更	Cells, containing sidiumの貨物機専用の最大正味量が400kgに修正された。
★PI621	変更 追加	廃棄物の規定が削除され、その他の包装要件が新たに追加包装要件で編集された(内容は変わらない)。 外装容器表に1A2などの容器が追加された。
★PI650	編集	注に、特定要件のマーキング(b)に関し、(7.1.4.1(e)に従い)電話番号が追加された。
PI870	変更	国連容器の使用が必須なので貨物機専用の包装物当たりの正味量が400kgに訂正され、容器表からUN2794/2795,(リストにない) Bateries installed in equipmentが削除された。
PI950	編集	電池(b)リチウム電池に関する要件が詳細になり、交換品に関する注の主語が記号でなく品目名に修正された。
PI951	編集	電池(b)リチウム電池に関する要件が詳細になり、交換品に関する注の主語が記号でなく品目名に修正された。
PI952	編集	固定要件に機器が追加され、電池(b)リチウム電池の規定が詳細になり、交換品の注の主語が記号でなく品目名に修正された。
★PI955	変更	(e)リチウム電池の1.にA154に該当する物は輸送禁止が追加され、本規則の適用を受けない要件が削除された。
★PI958	編集	UN2071が正しいPSNに修正された(以前はbasedが抜けていた)。
PI/Y963	削除	(h)の文言が大幅に、また旧(i)が削除され、以下の項目が繰り上がった。
★PI964	追加	UN3082に関する文言が追加された。
PI965	変更	Sec II の経過措置に関する、序の注および表SecIBの下の注が削除され、追加要件-Section I Aの12kg以上の電池に関する追加要 件の主語が修正され、追加要件-SecIBに3mの積重ね試験の要件が追加された。
PI966	変更	追加要件-Section I / II の固定要件にあった不慮の作動防止の文言が削除された。
		Sec II の3つの外装容器の要件が削除され、追加要件-Sec II の包装に関する規定が(62版のように)分化し、3つの外装容器要件が ここに反映され、落下試験の主語が修正された。
		オーバーパックSec II に(a),(b)が追加された。
PI967	変更	一般要件のうち、3つの容器要件が削除され、追加要件-Section I / II に各々反映された。
		追加要件-Section II の複数の機器が同梱される場合の要件が修正された。
		オーバーパックSec II に(a),(b)が追加された。
PI968	変更	Sec II の経過措置に関する、序の注および表SecIBの下の注が削除され、追加要件-Section I Aの12kg以上の電池に関する追加要 件の主語が修正され、追加要件-SecIBに3mの積重ね試験の要件が追加された。
PI969	変更	追加要件-Section I / II の固定要件にあった不慮の作動防止の文言が削除された、
		Sec II の3つの外装容器の要件が削除され、追加要件-Sec II の包装に関する規定が(62版のように)分化し、3つの外装容器要件が ここに反映され、落下試験の主語が修正された。
		オーバーパックSec II に(a),(b)が追加された。
PI970	変更	一般要件のうち、3つの容器要件が削除され、追加要件Section I / II (5.0.2.12.1につき補遺版が発行予定だが)に各々反映された。
		追加要件-Section II の複数の機器が同梱される場合の要件が修正された。
		オーバーパックSec II に(a),(b)が追加された。
PI972	追加 編集	追加包装要件が追加された。 電池(b)リチウム電池に関する要件が詳細になり、交換品に関する注の主語が記号でなく品目名に修正された。
PI975	新規	UN3548に適用する包装基準

第6章 容器の規格および性能試験取り扱い (Packaging Specifications And Performance)

★6.0.1.3	変更	5.0.2.14および6.3に関し「試験に耐える」が「要件を満たす」という文言に修正された。
★6.0.1.4	追加	容器は当局を満足させる品質保証プログラムのもとで製造・試験されなければならないことおよび注も追加された。
★6.0.1.5	編集	6.0.1.4の追加による項目番号の変更。
6.1.7	削除	エアゾールに関する旧6.1.7-6.1.9が削除され、項目番号が繰り上がり。
6.4.1.1.1	編集	「意図された使用」の文言が追加された。
6.4.1.1.4	変更	「溶接されていなければ」ならないの文言が追加された。
6.4.1.1.5	編集	シリンダー(Cylinders)がシリンダー本体(Cylinder shells)に変わった。(多くの箇所に反映された)
6.4.1.1.7	編集	(b)ジャケットとの空間に関する密閉式極低温容器の用語が内容容器(inner vessel)に、付属品(fittings)が運用備品(service equipment) に修正された。
6.4.1.1.8	編集	シリンダー(Cylinders)がシリンダー本体(Cylinder shells)に変わった。
6.4.1.2	削除	6.4.1.2.1,6.4.1.2.2から密閉装置(and their closures)の文言が削除された。
6.4.1.3.1	変更	弁などが運用備品に修正され、適用されないものとして(a)から(d)が追加された。

6.4.1.3.2	追加 変更	「意図せぬ開放(unintended opening)」の文言追加と、「保護キャップおよび弁」が「密閉装置」に修正された。
6.4.1.3.3	編集	「装置(devices)」の前に「取扱い(handling)」の文言が加わった。
6.4.1.4.1	削除	シリンダー等の試験機関による検査、試験および認可の要件の文言が削除された。
6.4.1.4.3	追加	シリンダー(Cylinders)および密閉式極低温容器の内容器に対する検査試験及び認可の規定が追加された。
6.4.1.4.4	追加	再充填可能シリンダーの適合性評価に関する規定が追加された。
6.4.1.5.1	追加	密閉装置の適切な見本および他のすべての密閉装置に関する(k)から(p)までの要件が追加された。
6.4.1.5.2	変更 追加	冒頭の文言が修正され、内容器、密閉装置等および完成した密閉式極低温容器の適切な見本等に関するa)から(h),(i)から(q)までの規定が追加された。
6.4.1.5.3	削除	旧6.4.1.5.3が削除され、項目番号が繰り上がり。
6.4.1.6.1	変更	(G)の1および2への分化、(d),3の文言、適用ISO番号変更および経過期間中のISO適用の文言が追加された。
6.4.1.7.2	変更	製造業者の熟練度試験に関する文言が対象別に分化し、試験実施期間が追加された。
6.4.2.1.1	変更	国連規格シリンダー本体(Cylinder shells)に「再充填可能な」の文言が追加され、下の表に変更・追加・削除あり。
6.4.2.1.2	変更	下の表に変更・追加あり。
6.4.2.1.3	変更	下の表に変更・追加あり。
6.4.2.1.4	変更	下の表に変更・追加あり。
6.4.2.1.5	変更	下の表に変更・追加あり。
6.4.2.1.6	追加	再充填不可能な国連シリンダーの設計等に関する基準および表の追加。
6.4.2.2	変更	シリンダーおよび密閉式極低温容器(cylinder and closed cryogenic receptacle)の文言が削除された。
6.4.2.3	変更	表題が密閉装置及びその保護(Closure and their Protection)に変更された。
6.4.2.3.1	変更	設計、製造および初回検査の文言が追加され、下の表に変更、追加、削除あり。
6.4.2.3.2	編集	下の表に変更、追加あり。
6.4.2.4.1	編集	「および密閉装置(and their closures)」の文言が削除され、下の表に変更、追加、削除あり。
6.4.2.4.2	編集	下の表に変更・追加あり。
6.4.2.5.1	編集	表題が定義(Definition)から一般(General)に変更され、6.4.2.5.1.1が定義(Definition)になった。
6.4.2.5.1.2	追加	シリンダーおよび密閉式極低温容器の適合性評価の要件に関する規定が追加された。
6.4.2.5.4.9	変更	(a),3から「試作品から容器を選び」の文言が削除され、(b)に完全な評価ができないが証明書が発行される場合の要件が追加された。
6.4.2.7	追加	注に密閉装置のマーキング要件は6.4.2.10に掲載という文言が追加された。
6.4.2.7.1	編集	永続的な表示をする「シリンダーおよび密閉式極低温容器」の文言が削除された。
6.4.2.7.2	変更	(b)にISO3087が、(e),(i)および(n)に注が追加された。(g)弁(valve)が密閉装置(closure)に、その他修正あり。(j)に溶解ガスが追加され、(k),(l)が詳細になった。
6.4.2.7.4.2	変更	文言が全面変更された。
6.4.2.8.1	削除	「および密閉式極低温容器(and Closed Cryogenic Receptacles)の文言が削除された。
6.4.2.10	新規	再充填可能な国連シリンダーおよび密閉式極低温容器の密閉装置のマーキングの規定が追加された。
6.4.4.1	追加	6.4.4.1.1から6.4.4.1.4が追加され、旧要件が6.4.4.1.5になった。
★6.5.1.1	編集	試験に耐える(withstand test)が要件を満たす(fulfill the requirement)に変更された。
★6.5.1.2	追加	注 が追加された。
★6.5.4.4.3	変更	形状にジェリカン(jerrican)が追加され、チャイム(chime) が縁(edge)に修正された。

第7章 — マーキングおよびラベリング (Marking And Labelling)

★7.1.4.1	削除	(f) 緊急時、遅延などの場合の指示書添付に関する文言が削除された。
7.1.5.5.2	削除	リチウム電池マークの追加情報の電話番号記載要件が削除された。
★図7.1.C	変更	図7.1.Cのリチウム電池マーク内の**およびマーク下の参照が削除され、注の経過措置期間が変更された。(なお、64日本語版では図7.1.Cに**が入った旧マークが掲載されているが訂正漏れ)
★7.1.7.1	追加	すべてははっきり見えない対象にラベルも追加された。

第8章 — 書類の作成 (Documentation)

★8.1.3.5	編集	例として、削除されたUN1169の代わりにUN2216に変更された。
★8.1.6.9.2	編集	(h)の回収容器の記載文字が“SALVAGE PACKAGING”に変更された。
★8.1.6.9.3	削除	注の4(PI622の継続使用可)が削除された。
★8.1.6.9.4	追加	ステップ9.(a)にA176/A224/A225が追加され、対象の特別規定が19個になった。
8.2.1	変更	注 経過措置が2024年12月31日までとなった。
★8.2.6.1	追加	“not restricted”だけでなく“non-hazardous”や“non-dangerous”の文言も追加された。

第9章 — 取り扱い (Handling)

9.3.7	追加	表題にマークの文言が、またマークの貼り替えに関する文言が追加され詳細になった。
★9.5.1.1.3	変更	(c)危険物申告書の“技術的、化学グループ名”は要求されないことが追加された。

第10章 — 放射性物質 (Radioactive Material)

★10.0.1.1	編集	IAEA Safety Standards Series No.SSR-6'Rev.1),IAEA,Vienna(2018)の文言が削除された。
★10.0.1.3	変更	防護(security)が”重大性(severity)に文言が変更された。
★10.0.4.1	編集	特別手配に関する文言が変更された。
★表10.3.A	更新	T (All Forms) (see note 2)がT (H-3) (All Forms) (see note 2) と変更された。(△印は付いていない)
★10.3.5.1.3.1	削除	性能基準適合の証明に関する規定が削除された。
★10.3.5.1.3.2	削除	試験の規定が削除された。
★10.3.8.3.1	編集	旧10.3.8.3に新たに項目番号が記された。
★10.3.8.3.2	追加	浸漬試験方法の規定が追加された。
★10.3.11.1.2	編集	文言が簡潔に修正された。
★10.6.3.1.2	変更	10.3.5.1.3.3が10.3.8.2に変更され、10.3.8.3が追加された。
★10.6.4.1	変更	表題に2012年版の追加および変更、以降の表題にも変更あり。
★10.6.4.2	変更	表題に2012年版の追加および変更、以降の表題にも変更あり。
★10.6.4.3	変更	表題に2012年版の追加および変更、以降の表題にも変更あり。
10.8.3.9.2	追加	ステップ6.(a)に「関連するデータが利用できない核種」の文言が追加された。
10.8.3.9.4	追加	ステップ13.に「関連するデータが利用できない核種」、「表10.3.Bに特定された放射性内容物と同じく」の文言が追加された。

付 録 (Appendices)

付録A	新規 変更	”能力に基づく教育訓練および評価の取り組み(CBTA)”に関し新規に用語が追加された。その他多くの追加変更削除があった。
付録C	変更	表C.1に追加および注に変更・追加あり。表C.2に追加・変更および注に追加あり。
付録D	更新	当局の詳細が最新化された。
付録E	更新	E.1:販売業者一覧、E.2:UN規格容器の試験施設が最新化された。
付録F	変更	変更あり。
付録H	移動	CBTAの開発および実施に関する指針がDGRから移動し、IATA Websiteに掲載された。